

上富良野町

平成 28 年 1 月 22 日発行
第 5 号

農業委員会だより

新年を迎えて

上富良野町農業委員会
会長 青地 修



新年あけましておめでとうございます。皆様には穏やかな初春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年はお陰様で上富良野町に於いては、大きな災害もなく、また、秋の長雨により収穫時にご苦勞がありました。収量品質共近年になく作物全般に良いでき秋との事で大変喜んでおります。

さて、昨年は TPP 大筋合意をはじめ農協改革、農業委員会法改正、農地法改正と、私たち農業者にとって大変重要なことが変わろうとしています。いろいろな問題に対し今後要望また反対等推し進めなければなりません。変革後の対処は心掛けて行かなければと思うところです。

農業委員会に於いても農業委員公選制の廃止、農業生産法人の要件緩和等また農地集積に関しても今後進められるものと考えます。上富良野町の農家戸数の減少予測は 10 年後には半減するとの見方です。必然 1 経営体の保有面積も増加し、法人化も進んでゆくのかとも考えております。

農家にとって大変な時であると思いますが前を向いて歩きたいと思っております。我々農業委員会は農地に関する町の行政委員会として本年も誠実な業務に努力してまいりたいと委員一同考えております。最後に本年も良い年で在りますようお願いしまして新年のご挨拶と致します。



農業委員に関する法律が改正されました

委員の公選制(選挙)が廃止されました

平成 27 年 9 月 4 日に農業委員会等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、農業委員会委員の公選制(選挙)が廃止され、町長による選任制(議会の同意を得て任命)に変更されました。



現在の農業委員につきましては、任期満了(平成 29 年 7 月 19 日)まで引き続き務め、改選時から新法(選任制)が適用されず。

選挙人名簿の作成がなくなりました

この改正により、今年度から農業委員会委員選挙人名簿は調製しないこととなったため、毎年 1 月に行っていた農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の提出が不要となります。

農地の転用には手続きが必要です

このようなときは、農地法第 4 条又は第 5 条の転用許可が必要です。

1 転用手続きには、2 種類があります。

①第 4 条の転用許可：自己のために農地の転用をする。(所有権・貸借権を有する場合)

②第 5 条の転用許可：権利移動を伴う農地の転用をする。(所有権移転・貸借権設定をする場合)

2 転用許可を受けないで、住宅などを建設すると現状回復措置と罰金等が課せられます。

3 年以下の懲役または 300 万円以下の罰金(法人は、1 億円以下の罰金)

3 農地区分や目的により、転用が許可されないことがあります。

農用地区域内農地 10ha 以上の集団農地は、農業用施設以外の転用は原則認められません。

4 農地の転用が、原則転用は許可されます。

上水道と下水道が整備された区域内の農地は、原則転用が許可されます。

農地造成に伴う土砂採取など農地への原状回復が確実な場合は、一時転用が許可されます。

5 農地を次のように転用するときは、必ず事前に農業委員会に問い合わせてください。

農地転用とは、農地を農地外に使用することで、農家の人も転用

手続きが必要です。

①農業用施設建設をするとき

農家の住宅、農業用倉庫、農業機械格納庫、豚舎、牛舎、家畜飼料倉庫、農産物直売所、農地内通路舗装など

②農業用以外の施設建設・植林をするとき

農家以外の住宅・店舗・レストラン・倉庫などの建設、カラマツ等の植林、駐車場整備など



農作物の作柄状況調査

農作物の作柄状況調査を9月4日に、産業振興課、町議会議員と一緒に行いました。

平成27年の作柄状況は作物全般で良好でありました。



農地パトロール及び農用地利用状況調査

農地パトロールは、農地が有効に利用され、適正に管理されているかを確認します。27年度は11月11日に産業振興課とともに行いました。

耕作が管理されていない農地は、雑草が茂り、病害虫の発生を助長し、周辺の農地に悪影響をおよぼします。

また、ごみの不法投棄、火災発生の原因になるなど生活環境への悪影響も考えられますので、適正な管理をお願いします。



[愛称]

～ しっかり積立て、がっちりサポート安心で豊かな老後を～

- ☆ あなたの老後生活への備えは十分ですか？
- ☆ 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
- ☆ 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です

- 1 農業に従事する、次の方が加入できます。
 - ・ 60歳未満の国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事している方
 - ・ 配偶者や後継者など家族農業従事者の方
 - ・ 認定農業者など、保険料に補助を受ける加入特典があります。
- 2 農業者年金を受け取るには、旧年金と新年金の手続きが必要です。
 - ・ 農業者老齢年金は、65歳になると受け取ることができます。
 - ・ 経営移譲の場合は、加算年金が受けられます。
 - ・ 新年金は、60歳から受け取ることもできます。
- 3 手続きの詳細は、農業委員会事務局にお問い合わせください。



平成28年度農業施策に関する建議書を町長へ手交



【青地会長から向山町長へ建議書を手交】

農業委員会では、本町の基幹産業として農業を発展させ、生産基盤整備の促進、農業が持続的に発展する基となる施策の推進を求めて、農業委員会等に関する法律第6条第3項に基づき、建議書を12月11日に町長へ手交しました。

今回の建議では、農業経営の効率化や生産性向上のため、GPS・ドローン等を効果的に活用できるよう衛星・通信・機械等様々な技術の進歩に対応した施策を求めました。

その後、町の農業政策等について町長と委員全員で懇談を行いました。

平成28年度上富良野町農業施策に関する建議書の概要は、次のとおりです。

1 安定し持続した農業経営基盤整備について

【①水田の基盤整備、②豪雨対策、③有害鳥獣 対策、④農作物の防除対策】

2 快適な農村環境整備について

【①農道・町道の整備】

3 担い手、後継者対策について

【①担い手の育成】

4 農業の地域役割について

【①農村農業景観を活用した産業振興、②食農教育】

5 国及び北海道への要請について

【①TPP、②農業基盤整備事業】

6 農業委員会の充実について

【①予算措置、②事務局体制】



編集後記

▼農業委員の道外視察研修で北陸方面の農業組織・生産法人等を視察してきました。北海道農業と本州農業の違いを「肌」で感じる事ができました。詳細はレポートをご覧ください。▼石川県でのいろいろなお店の人との会話の一コマ「お客さんどこから来たの?」「北海道から来たよ」「次は(新幹線)北海道だね～楽しみだね～」たくさんの方に言われました。▼新幹線効果で観光客が増え、接客での「おもてなしの心」を感じました。▼北海道新幹線3月開通に向けて道南のPR活動が盛んになるでしょう。▼当町には、たくさん観光客が訪れます。個人的に観光客と接する機会は少ないですが、心遣いの大切さを石川県の人から学びました。(北越)